

ワーク1 で見た子どもたちの姿には、次のような背景や要因が考えられます。

子どもの姿	背景や要因の例
①  授業で必要なものや提出物などをよく忘れてくる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭環境 (宿題をする場所が自宅にない/家事や家族のケアなどで時間がない/家の中が片付いていないために、どこにあるのかわからない など)</li> <li>特性による困難さ (連絡帳をうまく活用できない/何をどこまですればよいか判断がしづらい/何かしらの「こだわり」が強い など)</li> <li>体力不足 (重たくて、学校と自宅間の持ち運びができない など)</li> <li>経済状況 (借金や低収入のため、授業で必要なものを買ってもらえない など)</li> </ul>
②  よく「ウザい」「キモい」などと暴言を言ったり、相手をたたいたり、蹴ったりする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待 (家族などの身近な人から暴力を受けている/暴言や面前DVを受けている など)</li> <li>感情表現力が未熟 (イライラや辛さを言葉で表現するのが苦手である など)</li> <li>よくない成功体験の積み重ね (暴力や暴言で、他人より優位に立った経験が多い など)</li> <li>暴力的な映像を視聴した影響</li> </ul>
③  授業中にぼーっとしたり、寝ていたりする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>勉強がわからない (寝たふり/隣の人に尋ねることに抵抗感がある など)</li> <li>不安定な生活習慣 (朝食未摂取/保護者の夜間勤務/ゲーム依存や人間関係の悩み、家事や家族のケアなどによる睡眠不足 など)</li> <li>病気や体調 (起立性調節障害/治療服薬やクロノタイプ※1の影響がある など)</li> <li>感覚過敏による集中力低下 (前面掲示の過多/教室内外の音に対する聴覚過敏 など)</li> <li>ディスレクシア※2 などの学習障害</li> </ul>
④  いつも靴のかかとを踏んでいたり、服装が乱れていたりする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済状況</li> <li>児童虐待 (きょうだい間差別をされている/ネグレクトを受けている など)</li> <li>保護者への思いやり (サイズが小さくなくても、保護者に迷惑をかけたくないため、子ども本人が買ってほしいと言わない など)</li> <li>感覚過敏の軽減 (履き心地や着心地がよくないと感じている など)</li> <li>注目行動 (心配してもらいたい/校則への反抗 など)</li> </ul>

※1 クロノタイプ：個人が一日の中で、どの時間帯が最も活動的であるかを示す時間的特性。いわゆる朝方・夜型・中間型などの生活習慣を反映した特性を指す。個人が生まれつき持っている体内時計に依存し、遺伝的な影響も大きいことが知られる。

※2 ディスレクシア：知的能力や知覚能力には異常がないにもかかわらず、文字の読み書きが困難になる障害。学習障害の一つ。形が似た文字を区別できない、文字を読みながら同時に言葉の意味を理解することができないため読むのに時間がかかる、意図した言葉を正確に書けないなどの症状がみられる。視覚的に認識した文字や単語を音に結びつけて理解したり、単語や文節の形から直接意味を理解するプロセスに何らかの障害が起きたことによるものと考えられているが、詳しい原因は解明されていない。【出典：1、2とも『大辞泉』(小学館)】

ワーク1のような状況にあることで、行動の背景や要因について周りの人に理解されることがなく、しんどい思いや生きづらさを抱えた子どもがいます。子どもが学校で見せる姿だけではなく、学校外や家庭などの生活背景に目を向けると、子どものしんどい思いや生きづらさに気づき、保護者も含めて見方が変わり、より適切な声かけや支援につながるのではないのでしょうか。子どもがなぜそういう状況なのか想像力をはたらかせ、子どもの背景について考えることは、子どもの人権を保障することにつながります。

多様な対応が必要になることが増えている今、1人だけで対応し続けずに、校園所内全員で子どもを支えていきましょう。学年団や管理職、人権教育担当者、加配教員、教育相談担当者、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなどと相談したり、場合によっては、スクールソーシャルワーカーや関係機関などと連携したりし、組織的・継続的に対応することが重要です。



滋賀県ホームページに当課作成のリーフレットや人権学習指導資料を掲載しています。自身の学びや職員研修などに御活用ください。



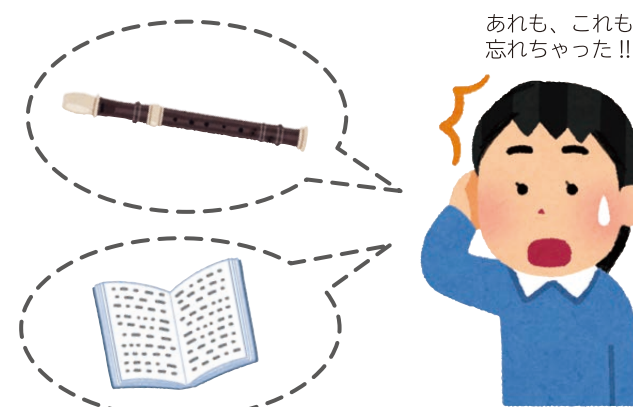
人権教育 滋賀県教育委員会  <https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/zinken/>

# 多様な子どもを支えるために

## ～子どもの姿から気づき、背景を考える～

日々関わっている子どもたちの姿から、どのようなことが考えられますか？

①授業で必要なものや提出物などをよく忘れてくる。



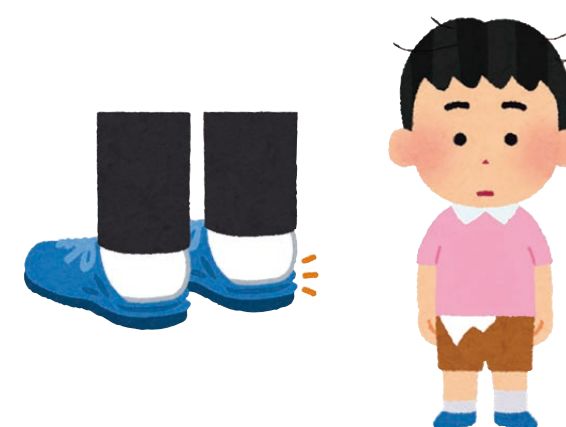
②よく「ウザい」「キモい」などと暴言を言ったり、相手をたたいたり、蹴ったりする。



③授業中にぼーっとしたり、寝ていたりする。



④いつも靴のかかとを踏んでいたり、服装が乱れていたりする。



ワーク1 ペアやグループで話し合ってみましょう。

- ①から④の子どもたちに、あなたならどのような声かけをしますか？
- 子どもたちの姿から、どのような背景や要因が考えられますか？

見ようとしていないと、見えないことがあるのだ！



ジンケンダー  
(滋賀県の人権啓発キャラクター)

滋賀県教育委員会事務局人権教育課



## アクティビティ

特権を体験する「紙ボール投げ」 教室や会議室など、どこでもできます。

(参照: 上智大学 出口 真紀子「マジョリティの特権を可視化する～差別を自分ごととしてとらえるために～」『クローズアップ』(東京人権啓発企業連絡会) [https://www.jinken-net.com/close-up/20200701\\_1908.html](https://www.jinken-net.com/close-up/20200701_1908.html))

- ・用意するもの: A4サイズ用の紙(紙質は同じ)を人数分、ゴミ箱か段ボールの箱1つ
- ・方法: ①同じ材質の紙を参加者に1枚配布し、名前を書いてもらう。  
②その紙を丸めて、ボールを1個を作ってもらう。  
③司会は部屋の前にゴミ箱[段ボール箱]を置き、アクティビティの説明をする。

司会: みなさんはそれぞれある国の国民で、社会で成功し、よりよい生活ができる可能性を秘めています。その方法は配った紙をボール状に丸め、このゴミ箱に入れることです。私の合図で、今座っている席から座ったまま、紙ボールをゴミ箱に投げ入れてください。

- ④司会はゴミ箱[段ボール箱]に紙ボールが入った人の名前を読み上げる。
- ⑤司会は異なる列の人から、投げたときの思いを聞き、全体で共有する。  
「投げたとき、どのような思いをされましたか?」「やってみて感じたことや考えたことは何でしょうか?」等



## アクティビティをした後に

ペアやグループで交流してみましょう!

座席の位置の違いから、紙ボール投げの結果や参加者の意識にどのような特徴がありましたか?

このアクティビティにおいて、「座席の位置」は「ある社会の集団(環境)に属していることで、労なくして得る優位性(特権※)」を、「投げる行為」は「努力」を表しています。特権のある人は小さな努力で達成できる(しやすい)ことでも、特権のない人にとっては、「遠くの見えない箱に向けて投げなければならない」ため、より努力をしなければならず、難易度も上がります。また、「どうせ無理」「やっても意味がない」など、参加する意識や意欲にも差が生まれます。このアクティビティをすることで、特権の有無によって目的達成の難易度が異なること、そのような社会の不合理に気づくためのものです。前述の出口さんは、特権を「自動ドア」に例えています。

1. 特権のある人にはセンサーが働きスーッと開く。
2. 特権のある人には自動で開くが、特権のない人にはそのドアが開かないことも多い。
3. 特権のある人の多くは、その存在に気づきにくいいため、自分に特権があるとは思わず、その状況が「当たり前」「ふつう」だと思っている。

体験してみるとわかりやすくなるのだ!



例えるなら、「大学や専門学校へ行くことが当たり前」という家庭で生まれた人は、そうでなかった人に比べて、大学等へ行くことが具体的にイメージできる特権があるということです。合格するかどうかは、本人の努力や能力も必要ですが、その環境は本人の努力によって得られたものではなく、たまたまその環境に生まれたからこそ得られたものなのです。そして「特権がある」ことを意識しないまましていると、「特権のない人(マイノリティ側)が変わればよい」という考えに陥りやすくなるようです。

※特権: 「マジョリティ側のアイデンティティを有することで、労なくして得ることのできる優位性」と定義される。ここでマジョリティは多数派ではなく、権力を有する側と定義する。【出典: 異文化間教育学会(編著)『異文化間教育事典』2022年(明石書店)】

## ワーク2 下の表を参考にして、ペアやグループで話し合ってみましょう。

学校の先生になった人には、どのような学生生活を送った人が多いと思いますか?



右の表を見てみると、経済的に恵まれ、学力的にも高い能力を持ち、大きなトラブルもなく、学校生活を送った教員が多いようです。だからこそ、目の前の「困難な状況にある子ども」を、私たちはどの立ち位置から見ているのか考える必要があります。そして、「困難な状況にある子ども」には開かれないこともある「自動ドア」の存在を意識して、私たちは支援することが重要になります。

中学3年生のころ	暮らし向きが「ふつう」～「豊か」だった	79.6%
	学年の成績が「上の方」,「やや上の方」だった	72.6%
中学校のとき	日本の中学校を卒業した	99.8%
	塾等に通った、家庭教師がいた	82.0%
小学校・中学校のとき	不登校を経験した	小学校 1.8% 中学校 1.9%
	不登校を経験した	1.4%
高校のとき	最初に入学した学校をそのまま卒業した	99.3%
	同級生が大学・短大に進学した(7、8割～ほぼ全員)	80.3%

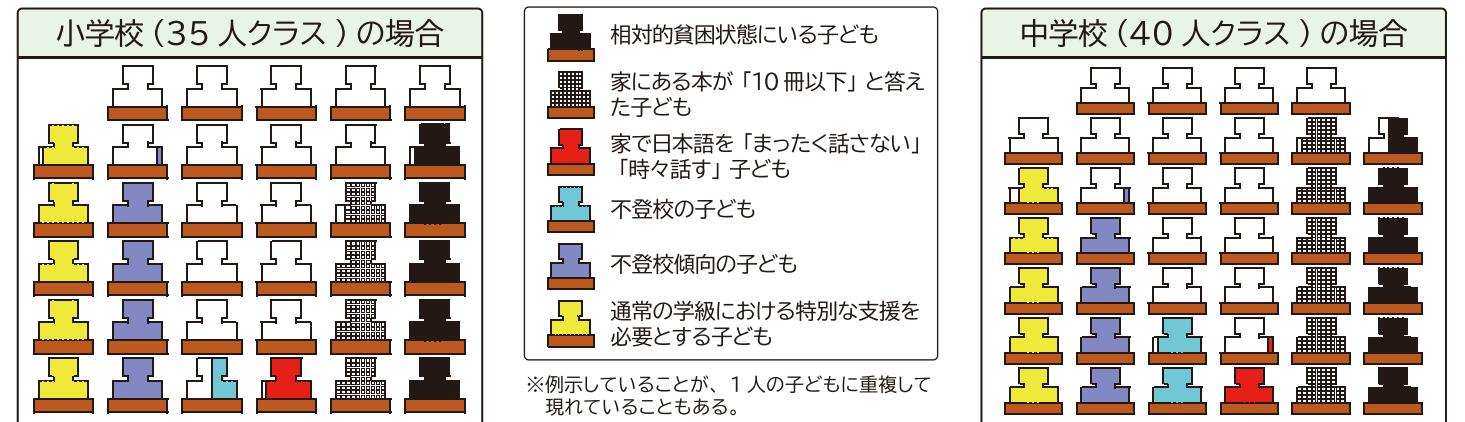
出典: 令和3年度「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」学校教育を取り巻く環境の変化に応じた効果的な育成・研修の実施(教員の資質能力の育成等に関する調査研究)成果報告書(文部科学省委託 株式会社浜銀総合研究所)より一部抜粋

## 様々な背景や状況にある子どもたちのデータ

どの学校・教室の中にも貧困をはじめ、特別な支援が必要であったり、家で日本語を話す機会が少ない子どもがいたりなど、様々な背景や状況にある子どもたちがいます。以下のデータから、社会構造とあなたの前にいる子どもたちを取り巻く環境について、具体的に考えてみましょう。

子どもの背景や状況	小学校	中学校
◆相対的貧困状態にいる子ども 出典: 2019年国民生活基礎調査の概況(厚生労働省) (2018年の貧困線 124万円未満の世帯にいる子ども [2015年改定 OECD 所得定義の新基準])	14.0%	
◆家にある本が「10冊以下」と答えた子ども 出典: 令和4年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査(文部科学省、滋賀県データ)	10.9%	14.8%
◆家で日本語を「まったく話さない」「時々話す」子ども 出典: 令和3年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査(文部科学省、滋賀県データ)	2.6%	2.7%
◆不登校の子ども(年間30日以上欠席) 出典: 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果等の概要について(県公立学校)(県教育委員会)	1.3%	4.7%
◆不登校傾向の子ども(年間欠席30日未満、部分・別室登校、毎日学校へ行きたくないと感じている子ども等) 出典: 不登校傾向にある子どもの実態調査(2018年、日本財団)	11.8%	10.2%
◆公立小中学校の通常の学級における特別な支援を必要とする子ども 出典: 滋賀の特別支援教育(令和4年度、県教育委員会)	14.1%	11.9%

## 上記の表にある、滋賀県の子どもを1クラスに見立てたイメージ図



## ◆生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

滋賀県	子どもの高等学校等の進学率 ※1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ※2
H28	99.0%	92.2%
H29	99.1%	94.2%
H30	99.1%	98.3%
R1	99.2%	96.2%
R2	99.1%	93.6%

出典: ※1 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果等の概要について(県教育委員会)  
※2 淡海子ども・若者プラン(県子ども・青少年局、厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

## ◆ひとり親家庭の現状

(1) 令和2年の母子・父子家庭の年間就労収入状況(中央値)

母子家庭	父子家庭
200万円	400万円

出典: 令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(厚生労働省)  
※就労収入: 母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入

(2) ひとり親家庭の進学率

	全世帯 ※5	母子家庭 ※6	父子家庭 ※6
高等学校等への進学率	97.7%	94.5%	96.2%
大学等への進学率	77.6%	66.5%	57.9%

## ◆生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率

滋賀県	子どもの高等学校の中退率 ※3	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 ※4
H28	0.67%	6.3%
H29	0.73%	1.3%
H30	0.65%	3.6%
R1	0.72%	3.1%
R2	0.50%	3.3%

出典: ※3 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果等の概要について(県教育委員会)  
※4 淡海子ども・若者プラン(県子ども・青少年局、厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

様々な背景のある子どもたちが通ってくるのが学校なんだね。



うおーたん(滋賀県イメージキャラクター)

出典: ※5 令和4年度学校基本調査(文部科学省)  
(注)「全世帯」において、「高等学校等」とは、高等学校[全日制・定時制・通信制・別科]、高等専門学校、中等教育学校の後期課程を、「大学等」とは、大学・短期大学[通信・別科を含む]、専修学校(高等課程を除く)、各種学校をいう。

※6 令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(厚生労働省)  
(注)「母子[父子]家庭」において、「高等学校等」とは、高等学校、高等専門学校を、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校をいう。